

---

Go To キャンペーンタイアップ  
徳島で得するケン

取扱マニュアル  
＜利用対象施設版＞

---

## 1. はじめに

---

本書は、Go To キャンペーンタイアップ事業「徳島で得するケン」における手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度事務局までお問い合わせください。

### ■目次

1. はじめに	1
2. 「徳島で得するケン」について	2
3. 実施の概要	4
4. 利用者向けコールセンターの設置について	6
5. 「徳島で得するケン」専用WEBサイトについて	6
6. お問い合わせ	6

### ■別添資料

- ・様式第4号 利用対象施設登録申込書
- ・様式第6号 登録不採択通知書
- ・徳島で得するケン発行事業実施要綱
- ・Q&A

## 2. 「徳島で得するケン」について

---

### (1) 事業内容

---

徳島で得するケン発行事業は、国の「Go To 事業」に呼応し、県内の宿泊施設に宿泊した旅行者を対象に、県内の観光施設や土産店等で使用できるクーポン券を提供する事業です。

### (2) クーポン券額

---

クーポン券の額は、**1冊当たり 5,000 円となり、券面 1,000 円の 5 枚綴り**となります。**クーポン券の有効期間は、提供施設が提供した日を含めて原則 3 日間（但し、レンタカーの場合は 7 日間）**となります。有効期間を過ぎたクーポン券や、破損等で有効であることが確認できない場合は無効となります。なお、クーポン券の利用において、つり銭は支払われません。

### (3) 対象となる予約

---

宿泊の対象は、**令和 2 年 8 月 1 日（土）から令和 3 年 1 月 31 日（日）までになされた宿泊（令和 3 年 2 月 1 日（月）チェックアウト）**となります。対象となる予約は、**「Go To トラベルキャンペーン」を利用し、且つ「徳島で得するケン」の対象プランで予約されたものに限ります**。なお、発行総額 2 億円（4 万冊）を配布した時点で本事業は終了となります。

### (4) 提供施設

---

#### <宿泊施設の場合>

（一財）徳島県観光協会より「徳島で得するケン」提供施設の登録を受けた宿泊施設 [旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設]、且つ「Go To トラベルキャンペーン」に登録した施設が対象となります。

#### <旅行会社の場合>

（一財）徳島県観光協会より「徳島で得するケン」提供施設の登録を受けた旅行会社は、[旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条及び第 3 条に規定する許可を受けた施設]が対象となります。

## (5) 利用対象施設

---

クーポン券の利用対象施設は、(一財) 徳島県観光協会より登録を受けた以下の施設に限ります。利用対象施設の登録手続きについては、「徳島で得するケン発行事業実施要綱」の第9条をご参照ください。

### ①観光施設

### ②アクティビティ及び体験

文化・工芸体験施設、スポーツ体験施設、料理体験施設、観光農園 等

### ③県内発着型ツアー商品

まち歩き、サイクリング、お遍路、酒蔵見学、歴史文化巡り 等

### ④土産店

主に観光客を対象に、土産物を販売する施設

### ⑤タクシー（道路交通法第3条1号八に規定する登録を受けた事業者）

### ⑥レンタカー（道路運送法第80条に規定する登録を受けた事業者）

※レンタカーの利用の場合、登録提供施設が提供した日を含めて7日間が有効となります。

尚、クーポン券の利用については、徳島県内の事業所での出発および返却に限ります。

キャッシュバックは、「現金」又は「プリペイドカード」での清算となります。

## (6) クーポン券の利用範囲

---

以下のものは利用対象施設であってもクーポン券の利用は出来ません。

### ①ビール券・図書券等の有価証券、プリペイドカード・印紙・切手等の換金性の高いもの

### ②宝くじ・タバコ

### ③税金、振込手数料、公共料金への支払い ※消費税は利用可能です

### ④事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入れ商品への支払い

### ⑤不動産に関する支払い（土地・家屋・家賃・地代・駐車場）

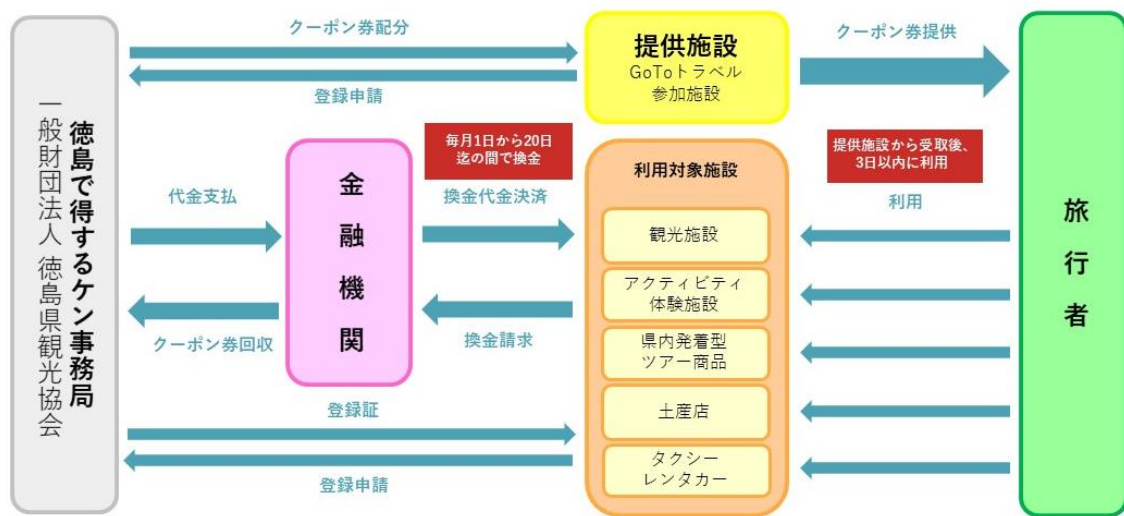
### ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業に関する支払い

### ⑦その他「Go To トラベル事業」の「地域共通クーポン」で購入できないものとして例示したもの

### 3. 実施の概要

#### (1) 実施フロー

「徳島で得するケン」の実施フローは下記の通りです



#### (2) 利用対象施設の登録について ※登録料無料

利用対象施設の登録には以下の手続きが必要になります。

##### ①募集期間

【第一次募集】徳島県観光協会賛助会員：令和2年7月17日（金）～7月28日（火）

一般事業者：令和2年7月20日（月）～8月4日（火）

【第二次募集】令和2年8月31日（月）まで

【第三次募集】随時募集中 ※利用期間中であっても募集を終了する場合があります。

##### ②登録方法

- ・「利用対象施設登録申込書（様式第4号）」にご記入頂き、郵送にて「徳島で得するケン」事務局に郵送してください。送付の際は3枚複写最上部（申請者控え）を切り離し、2枚目以降を郵送ください。
- ・事務局にて審査後、登録が受理される場合は「利用対象施設登録証」、「利用対象施設ステッカー」を事務局より郵送いたします。
- ・審査の結果、登録が不採択となる場合は、「登録不採択通知書（様式第6号）」を郵送いたします。

##### ※留意点

1施設につき、1つの申請となりますので、複数施設（支店等）を登録の場合は、登録を希望する施設毎に申請書を作成し、送付してください。新型コロナウイルス感染症防止の観点から、郵送のみの受付となります。

### (3) 利用対象施設の責務について

---

- ①旅行者が利用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券面額分に相当する商品の販売、サービスを行ってください。
- ②事務局より配布されたステッカー等を利用者の見やすい場所に掲示してください。
- ③利用者から受け取ったクーポン券は、有効期限内である事を確認し、利用対象施設名と受領日を記載してください。
- ④有効期限を過ぎたクーポン券や、他施設名の押印又は使用済みクーポン券は、受取を拒否してください。また、偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取を拒否するとともに速やかに事務局へご連絡をお願いいたします。
- ⑤クーポン券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止となっています。
- ⑥クーポン券を事業取引に利用することは禁止となっております。
- ⑦本書、徳島で得するケン発行事業実施要綱に定める規則及び事務局からの指示の厳守をお願いいたします。

### (4) 換金について ※換金手数料無料

---

- ①旅行者からクーポン券受領後、下記の書類を準備の上、登録申込書に記載した指定銀行にて換金手続きをお願いします。

#### ●提出

- ・使用済みクーポン券
- ・徳島で得するケン換金申込書（様式第6号）

#### ●持参

- ・利用対象施設登録証（様式第4号の3）
- ・登録申込書に記載した、指定口座の普通預金又は当座入金帳

※登録証がなければ換金できませんのでご注意ください

- ②換金業務を行う指定銀行は、阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行の三行で、徳島県内にあ  
る本支店の普通預金口座もしくは当座預金口座が対象になります。  
換金は「利用対象施設登録証（様式第4号）」に記載の店舗にて手続きをお願いします。  
記載の店舗以外では、換金できません。
- ③使用済みクーポン券の換金期間は、令和2年8月1日から令和3年2月19日までの  
毎月1日から20日まで（金融機関の営業日）に換金をお願いいたします。
- ④換金期限を過ぎたクーポン券は無効です。
- ⑤クーポン券の換金枚数が1,000枚を超える場合等は、予め指定金融機関へご連絡を  
お願いします。
- ⑥利用対象施設で使用されたクーポン券を破損・紛失した場合の補償はございません

破損・汚損した金券であっても、裏面の通し番号、提供施設及び利用対象施設の印、それぞれの日付が確認できる場合は換金可能です。なお、破損・汚損した使用済み金券を換金する場合は、他の使用済み金券と分けて指定金融機関に提出してください。

#### 4. 「徳島で得するケン」専用 WEB サイトについて

---

最新の情報は以下のホームページをご確認ください。

阿波ナビ（一般財団法人徳島県観光協会）ホームページ内

<https://www.awanavi.jp/topics/tokusuru.html>



※「徳島で得するケン」ロゴデータ等のダウンロード

店頭やフロント等への掲出、印刷物・ホームページ等への掲載にご活用ください。

<https://www.awanavi.jp/topics/tokusuru-data.html>

#### Go To Travel キャンペーンについて

観光庁ホームページ内

旅行者向けサイト <https://goto.jata-net.or.jp>

事業者向けサイト <https://biz.goto.jata-net.or.jp>

#### 5. お問い合わせ先

---

「徳島で得するケン」利用対象施設コールセンター

営業時間 09：30～17：30 TEL：088-654-6422

土・日・祝日及び年末年始は転送電話での対応となります。

三密防止の観点より、ご来店はご遠慮下さい。

・利用者向け

「徳島で得するケン」ご利用者向けのコールセンターを以下の通り設置しています。

電 話 0120-207-060

受付時間 9：00～18：00

受付期間 令和2年8月1日～令和3年1月31日

※期間中無休で対応